



3-2 子どもの成長に応じた発達への支援

子どもとその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組みます。

■施策の展開内容

家庭・保育園・認定こども園・幼稚園・学校や地域などと連携しながら、子どもの成長に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

■現状と課題

- 幼少期から発達に応じた療育・教育を受けることが、子どもの健やかな成長につながります。発達に支援が必要な子どもを早期発見・早期支援し、ライフステージに応じた一貫した発達支援を行う必要があります。

■主な取組

子どもの成長に応じた発達への支援

- 就学時などライフステージに応じた切れ目のない専門的な発達支援が行えるよう、医療、保健、福祉、教育分野のさらなる連携強化を図ります。
- 発達に支援が必要な子どもが早期に適切な支援を受けられるよう、公平、適切、迅速に児童通所支援の利用可能日数の決定を行うとともに、そのための相談支援体制の充実を図ります。
- 子ども一人ひとりの発達に応じた、質の高い発達支援を実施するため、体制の充実を図ります。
- 発達に支援が必要な子どもが、状況に合わせた合理的配慮（※1）を受けてのびのびと地域のなかで生活できるよう、幼稚園や保育園、認定こども園、学校などにおいて、発達特性に対する理解や、困難を感じる環境を調整することへの理解を深める取組を進めます。
- 発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において重要な保護者の「気づき」を促し、発達特性や障害への理解の促進と親子の愛着関係を育めるように家族への支援を行うとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見につながる取組を進めます。
- 特別な支援を要する児童生徒の就学相談や一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の取組を推進します。
- 児童生徒が自分らしい学校生活を送ることができるよう、引き続き、各学校に学級支援員などを配置し、児童生徒、保護者、教職員からの相談を通して支援を行います。

(※1) 合理的配慮

障害のある人の人権が障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

■ 施策指標 ■

指標名	現況値	目標値	備考
受理面接後、子どもとその保護者に対して相談や療育につながった割合	96% (R2)	100%	